

平成30年6月24日

「レオパレス違法建築被害者の会」発足のご案内



LPオーナー会

梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

LPオーナー会としては、レオパレスの違法建築で被害に遭われた方の不安解消や実害を救済する目的でこの会を発足しました。

弁護士・建築士のオブザーバーを擁し 専門的なアドバイスを実施します。

レオパレス報告では、全国の約半数のアパートが違法建築の疑いがある状況です。

違法建築は、火災保険の補償が適用されない場合があります。

所有者には、深刻な死活問題です。

平成30年6月7日にLPオーナー会の役員会議を経て レオパレス違法建築被害者の会役員組織を結成しました。

「レオパレス違法建築被害者の会」組織概要

会 役 員 8名

会長	前田和彦（本部代表理事）	副会長	中川美彦（本部理事）
事務局	増田善明（本部理事）	幹事	松崎園子（本部監査役理事）
幹事	貫井興治（本部理事）	幹事	木村光彦（本部理事）
幹事	古田晴己（本部理事）	幹事	福住とよ子（本部理事）
幹事	亀谷敏也（本部理事）		

オブザーバー 弁護士 澁谷 歩 ほか弁護士、1級建築士 瀨瀬 誠

活動方針

- ①違法建築被害者のさまざまな相談に乗り 適切な助言に依り救済をする。
- ②正しい調査方法を会員に伝え 修繕工事が適性に施工できるよう助言する。
- ③火災発生時の損害賠償をレオパレス21が負う事を団体交渉で約束させる。
- ④違法建築に関わる全ての賠償についてレオパレス側との交渉支援を行なう。
- ⑤レオパレスに対し期限を設けて修繕工事をいち早く完了させる。
- ⑥違法建築の問題情報を共有し 解決に向けて 会員に対策情報を展開する。

活動の実施概要

- ①役員会で決定した内容を濫谷歩弁護士に一任して交渉をお願いする。
- ②レオパレス本社との交渉を早急にまた、公的承認を得て進めるため 国土交通省にも相談窓口を設置するよう働きかける。
- ③正しい調査方法のマニュアルを作成し会員に配布する。
- ④相談を電話対応としFAXにて入会受付を実施する。
- ⑤修繕の完了検査は、各市町村建築指導課で実施させる。弊会で認定シールを貼る。
- ⑥外部団体との連携を検討する。
- ⑦活動の内容は、役員会議で決定し臨機応変に進め、活動内容を役員会に一任する。
- ⑧レオパレス経営陣に対し違法建築の責任追及を行なう。

活動の運営

救済窓口 LPオーナー会名古屋駅前事務所 AM10時～PM5時まで受付

相談連絡先 ☎052-414-4430 ☎052-414-4418

入会受付は、FAXにて FAX☎ 052-880-0022 で受付

参加者資格 LPオーナー会会員とする／入居者の入会は、認めない。

会費 1名3万円とし 一時的に預かり 活動終了後清算し残金は返還する。

活動期間 発足からおおむね3年間

会員手続きについて

レオパレス違法建築被害者の会役員会への委任状1通の返送と会費の振込みをお願い致します。

委任状の委任者は、アパートの所有者として下さい。

返送先 〒453-0029

名古屋市中村区日吉町30-3 IMKビル202 LPオーナー会 本部 宛

会費の振込先

三菱UFJ銀行 中村支店 普通口座 0152073

名義名 LPオーナー会預り口

(エルピーオーナーカイズカリグチ)

*振込手数料は、ご負担をお願いします。

違法建築被害者の方に対し 最善を尽くし 救済に努めていく所存です。

皆様とともに一致団結して この苦難を乗り越えたいと考えております。

敬 具

レオパレス違法建築被害者の会 会長 前田和彦